

事案書 (  経営会議       調整会議 )

開催日：平成27年 1月19日 (月)

担当課：健康福祉部 介護保険課 高齢福祉課

件 名：大和市介護保険条例の一部改正について																																																																		
提出理由：第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定及び介護保険法の改正に伴い、介護保険料等の改定を行いたいため																																																																		
<p>内 容：</p> <p>1. 背景</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険事業の円滑な実施が確保されるよう、介護保険法により3年毎の事業計画の策定が義務付けられている。</li> <li>高齢化の進行により介護サービスの需要が高まるとともに、介護給付費等が増加していることから、介護保険事業特別会計における収支の均衡を図る必要がある。</li> <li>また、介護保険法の改正に伴い、平成27年4月から平成29年4月までの間に介護予防サービスのうち、訪問介護、通所介護を「介護予防・日常生活支援総合事業」に移行する必要がある。</li> </ul> <p>2. 改正内容等</p> <p>(1)改正のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在策定中の第6期大和市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(平成27年度～平成29年度)に合わせ、当該計画期間の介護保険料を設定する。</li> <li>介護給付費等の増加が見込まれることから、介護保険料の基準額を現在の月額4,890円(年額58,680円)から月額4,960円(年額59,520円)に増額(1.4%増)する。</li> <li>国は、所得の標準段階を9段階としているが、本市においては、第5期と同様に、低所得者への配慮として、12段階とする。</li> <li>介護保険給付準備基金等の取り崩しにより介護保険料の上昇の抑制を図る。</li> <li>介護予防・日常生活支援総合事業については、体制整備の必要性に鑑み、平成29年4月から実施することを附則に規定する。</li> </ul>	<p>(2)第1号被保険者の保険料予定額(月額)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所得段階</th> <th>第5期</th> <th>所得段階</th> <th>第6期</th> <th>上昇率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>2,445円</td><td>1</td><td>2,480円</td><td>1.4%</td></tr> <tr><td>2</td><td>2,445円</td><td>2</td><td>2,480円</td><td>1.4%</td></tr> <tr><td>3</td><td>3,423円</td><td>3</td><td>3,472円</td><td>1.4%</td></tr> <tr><td>4</td><td>3,668円</td><td>4</td><td>3,720円</td><td>1.4%</td></tr> <tr><td>5</td><td>4,401円</td><td>5</td><td>4,464円</td><td>1.4%</td></tr> <tr><td>6</td><td>4,890円</td><td>6</td><td>4,960円</td><td>1.4%</td></tr> <tr><td>7</td><td>5,624円</td><td>7</td><td>5,704円</td><td>1.4%</td></tr> <tr><td>8</td><td>6,113円</td><td>8</td><td>6,200円</td><td>1.4%</td></tr> <tr><td>9</td><td>7,335円</td><td>9</td><td>7,440円</td><td>1.4%</td></tr> <tr><td>10</td><td>8,069円</td><td>10</td><td>8,184円</td><td>1.4%</td></tr> <tr><td>11</td><td>9,536円</td><td>11</td><td>9,672円</td><td>1.4%</td></tr> <tr><td>12</td><td>9,780円</td><td>12</td><td>9,920円</td><td>1.4%</td></tr> </tbody> </table> <p>※網がけ部分は、基準となる所得段階</p> <p>3. 今後の条例の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>低所得者の介護保険料について、制度改正により、公費による軽減の仕組みが導入される見込みである。軽減幅については、今年度末に政令において規定される予定であるため、政令の公布後に、改めて条例改正を行う。</li> </ul>	所得段階	第5期	所得段階	第6期	上昇率	1	2,445円	1	2,480円	1.4%	2	2,445円	2	2,480円	1.4%	3	3,423円	3	3,472円	1.4%	4	3,668円	4	3,720円	1.4%	5	4,401円	5	4,464円	1.4%	6	4,890円	6	4,960円	1.4%	7	5,624円	7	5,704円	1.4%	8	6,113円	8	6,200円	1.4%	9	7,335円	9	7,440円	1.4%	10	8,069円	10	8,184円	1.4%	11	9,536円	11	9,672円	1.4%	12	9,780円	12	9,920円	1.4%
所得段階	第5期	所得段階	第6期	上昇率																																																														
1	2,445円	1	2,480円	1.4%																																																														
2	2,445円	2	2,480円	1.4%																																																														
3	3,423円	3	3,472円	1.4%																																																														
4	3,668円	4	3,720円	1.4%																																																														
5	4,401円	5	4,464円	1.4%																																																														
6	4,890円	6	4,960円	1.4%																																																														
7	5,624円	7	5,704円	1.4%																																																														
8	6,113円	8	6,200円	1.4%																																																														
9	7,335円	9	7,440円	1.4%																																																														
10	8,069円	10	8,184円	1.4%																																																														
11	9,536円	11	9,672円	1.4%																																																														
12	9,780円	12	9,920円	1.4%																																																														
<p>経 過</p> <p>H25. 6～ 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画審議会(以下「審議会」という。)(7回開催)</p> <p>H26. 2 介護サービス利用意向等の実態調査</p> <p>H26. 10 計画骨子案についての庁議決定 計画骨子案及び介護保険料を審議会に諮問(H26.12答申)</p> <p>H26. 11 計画骨子案についての市民意見公募手続、地域説明会(12回開催)</p>	<p>今後の予定</p> <p>H27. 1 介護報酬改定関係厚生労働省告示</p> <p>H27. 2 議案上程</p> <p>H27. 4 改正条例施行</p> <p>H27. 6 平成27年度介護保険料の賦課決定</p>																																																																	